



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 3 月 1 日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「変形性腰椎症」に対して、ロコアテープの算定は、原則として認める。	加齢や重労働あるいは激しいスポーツなどが原因となって、椎体の変形、骨棘形成、椎間板変性、そして椎間関節の変形性関節症を来したものを変形性脊椎症という。そのうち腰椎に起こったものが変形性腰椎症である。したがって、変形性腰椎症では多かれ少なかれ椎間関節の変形性関節症を伴うものであり、変形性関節症と同等の疾患としてロコアテープの算定は原則、認められる。	適用診療月 令和 7 年 6 月 1 日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

・ 外科審査室外科審査課 藤井 (TEL:082-576-7780)